

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		下水道使用料等の徴収																												
根拠条例・規則等名		下水道法																												
条 項		第 2 0 条 第 1 項																												
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 下水道管理課 (電話：048-646-3248) 建設局 南部建設事務所 下水道管理課 (電話：048-840-6248)																												
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用するものから使用料を徴収することができる。</p> <p>さいたま市下水道条例第 1 7 条の規定により、下水道使用料の額は、基本使用料と次の表に掲げる区分に応じて算出する従量使用料を合計した額に 100 分の 110 を乗じて算定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="534 981 1362 1384"> <thead> <tr> <th>汚水種別[㊦]</th> <th colspan="2">単価区分[㊦]</th> <th>単価(税抜)[㊦]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">一般汚水[㊦]</td> <td colspan="2">基本使用料[㊦]</td> <td>666円[㊦]</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">従量使用料[㊦] (1㎡につき)[㊦]</td> <td>1㎡から10㎡までの分[㊦]</td> <td>17円[㊦]</td> </tr> <tr> <td>10㎡を超え30㎡までの分[㊦]</td> <td>140円[㊦]</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え50㎡までの分[㊦]</td> <td>174円[㊦]</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超え100㎡までの分[㊦]</td> <td>218円[㊦]</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超え200㎡までの分[㊦]</td> <td>272円[㊦]</td> </tr> <tr> <td>200㎡を超え500㎡までの分[㊦]</td> <td>298円[㊦]</td> </tr> <tr> <td>500㎡を超え1,000㎡までの分[㊦]</td> <td>352円[㊦]</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡を超え5,000㎡までの分[㊦]</td> <td>385円[㊦]</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡を超える分[㊦]</td> <td>413円[㊦]</td> </tr> </tbody> </table>		汚水種別 [㊦]	単価区分 [㊦]		単価(税抜) [㊦]	一般汚水 [㊦]	基本使用料 [㊦]		666円 [㊦]	従量使用料 [㊦] (1㎡につき) [㊦]	1㎡から10㎡までの分 [㊦]	17円 [㊦]	10㎡を超え30㎡までの分 [㊦]	140円 [㊦]	30㎡を超え50㎡までの分 [㊦]	174円 [㊦]	50㎡を超え100㎡までの分 [㊦]	218円 [㊦]	100㎡を超え200㎡までの分 [㊦]	272円 [㊦]	200㎡を超え500㎡までの分 [㊦]	298円 [㊦]	500㎡を超え1,000㎡までの分 [㊦]	352円 [㊦]	1,000㎡を超え5,000㎡までの分 [㊦]	385円 [㊦]	5,000㎡を超える分 [㊦]	413円 [㊦]
		汚水種別 [㊦]	単価区分 [㊦]		単価(税抜) [㊦]																									
一般汚水 [㊦]	基本使用料 [㊦]		666円 [㊦]																											
	従量使用料 [㊦] (1㎡につき) [㊦]	1㎡から10㎡までの分 [㊦]	17円 [㊦]																											
		10㎡を超え30㎡までの分 [㊦]	140円 [㊦]																											
		30㎡を超え50㎡までの分 [㊦]	174円 [㊦]																											
		50㎡を超え100㎡までの分 [㊦]	218円 [㊦]																											
		100㎡を超え200㎡までの分 [㊦]	272円 [㊦]																											
		200㎡を超え500㎡までの分 [㊦]	298円 [㊦]																											
		500㎡を超え1,000㎡までの分 [㊦]	352円 [㊦]																											
		1,000㎡を超え5,000㎡までの分 [㊦]	385円 [㊦]																											
5,000㎡を超える分 [㊦]	413円 [㊦]																													
設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日 設定 平成 26 年 3 月 25 日 最終改正																													
備 考																														